

【お支払いについてのご注意】

必要書類について

- 請求内容により、当社所定の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などの提出をお願いする場合があります。書類の取得などにかかる費用はお客様の負担となりますのでご了承ください。
- 提出書類を当社で確認した結果、あらためて他の書類の提出をお願いする場合があります。

給付金・保険金などをお支払いできない場合

- 約款の規定により給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。
代表的な事例は「給付金・保険金ご請求について／お手続きガイドブック」に記載しています。
詳しくは約款をご確認ください。

事実確認について

- 給付金・保険金などの請求時に、入院原因、治療経過、事故状況などについて医療機関（病院など）に対し、詳細な事実の確認を行なう場合があります。この場合、当社が委託した業務士などが契約者・被保険者・死亡保険金受取人・指定代理請求人などに電話または訪問しますのでご協力ください。
- 事実確認を行なう場合は、文書にて連絡します。

お支払い期限と遅延利息について

- 請求書類の不足やお客様の記入や押印漏れがなく、事実確認を行なわない場合は、給付金・保険金などの請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して5営業日（約款に5日と定めている場合は5日）以内にお支払いします。

| 契約日 | お支払い期限 |
|----------------------|----------|
| 2010年（平成22年）年2月28日以前 | 5日（暦どおり） |
| 2010年（平成22年）年3月1日以降 | 5営業日 |

- 事実確認を行なう場合のお支払い期限は、約款の「保険金の請求、支払時期および支払場所」などをご確認ください。
- 約款に定めるお支払い期限内にお支払いできなかった場合は、民法に定める法定利息を付けてお支払いします。これを遅延利息といいます。